

大阪薬業企業年金基金 基金規約の変更及び同意書の依頼について

1. 財政検証について

企業年金基金は、毎年度の決算時に資産の積立水準が一定レベルを満たしているかどうかを検証（財政検証）しています。

財政検証では、

継続基準

と

非継続基準

の

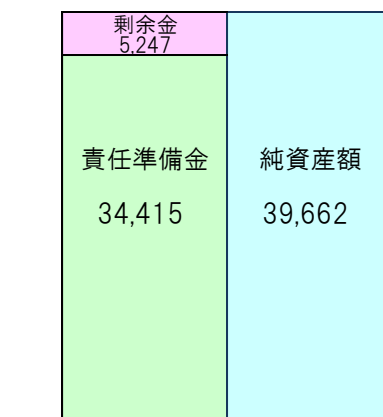
2つの基準により、積立水準の判定が行われます。

2. 継続基準について

- 「継続基準」とは、基金が存続するという前提の下で、将来の年金支払のために必要な額（責任準備金）を保有しているかどうかを検証するものです。下図のとおり、検証の結果、当基金の純資産額は、責任準備金との比率では積立水準が基準値を上回り、掛金率の見直しは必要ありません。

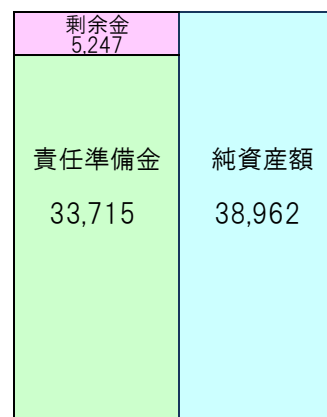
〔金額単位：百万円〕

＜令和2年度＞
(2021年3月末時点)(実績)
運用利回り(報酬控除後):16.11%



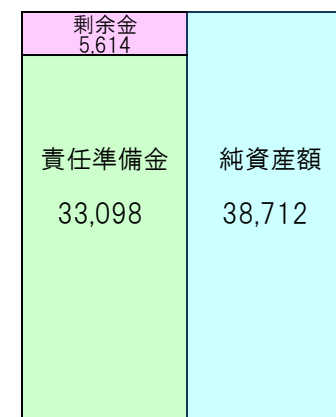
〔積立水準〕 1.15 充足

＜令和3年度＞
(2022年3月末時点)(実績)
運用利回り:2.26%



1.15 充足

＜令和4年度＞
(2023年3月末時点)(推計)
運用利回り:2.5%



1.16 充足

令和4年度以降の決算は、運用利回りを2.5%で計算した推計結果ですが、積立水準が基準値(1.00)を上回り、掛金率の見直しは必要ありません。

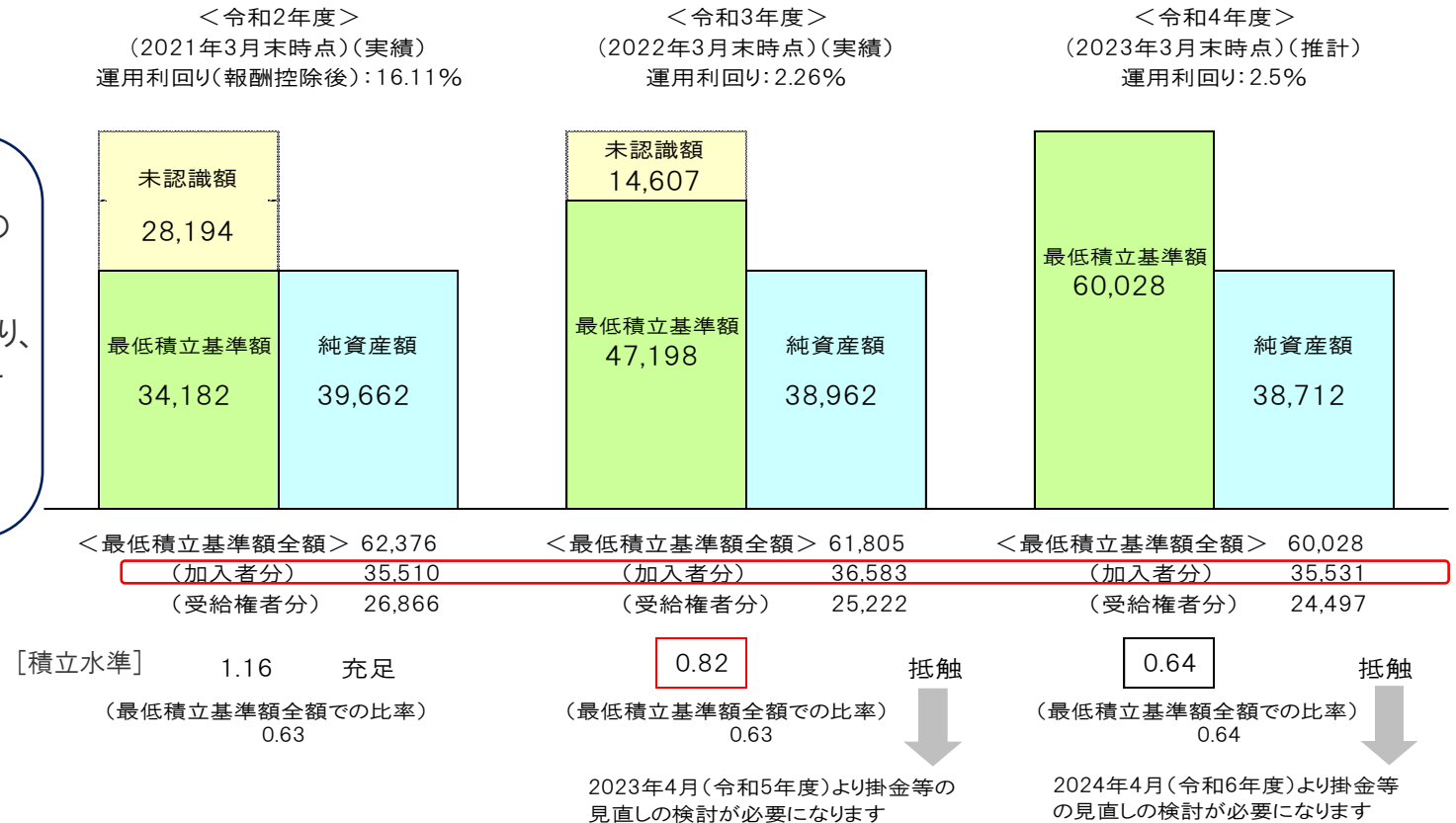
3. 非継続基準について

- 「非継続基準」とは、基金が解散したと仮定した場合に、「加入者や受給権者に対して過去の加入期間に応じた給付を行うために必要な額(最低積立基準額)」を保有しているかどうか検証するものです。

令和3年度決算では、積立水準が0.82となり、基準値を大きく下回るため、掛金の見直し等を検討する必要があります。

〔金額単位：百万円〕

【未認識額について】
最低積立基準額は制度移行時の経過措置として、5年をかけて債務額全額の1/5ずつ順次認識しており、令和4年度決算で未認識額は全て最低積立基準額として認識(合算)します。

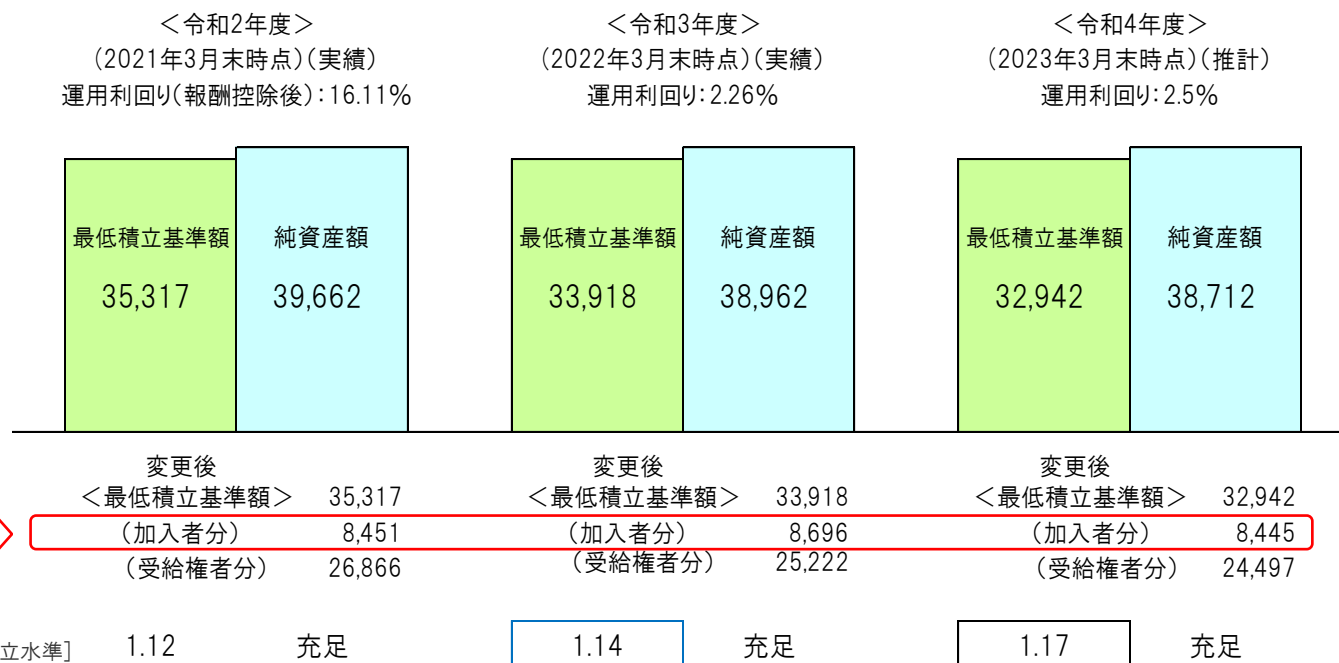


4. 非継続基準への対応について（規約変更した場合）

- 今回、様々な選択肢を検討してきましたが、行政から考え方が示され、「現行の掛金、実際に給付される年金給付及び一時金の額に影響を与えず、最低積立基準額の計算方法を定めた基金規約の変更をする。」ことで非継続基準抵触に伴う掛金等の見直しを回避できます。そのため、「最低積立基準額」に係る給付の水準を引下げる基金規約の変更を行う必要があります。
- 基金規約の変更により、現行の掛金、実際に給付される年金給付及び一時金の額には一切影響はなく、維持・継続されます。

最低積立基準額に係る給付の水準を引下げる規約変更をすることにより、令和3年度の積立水準が1.14、令和4年度では1.17となり、「非継続基準」をクリアすることができます。

〔金額単位：百万円〕



最低積立基準額に係る給付の水準の引下げは、加入者分だけです。
左ページの加入者分と比べ、算出方法の変更により、加入者分が減少しています。
加入者の年齢別に「年齢別乗率」を乗じて最低積立基準額を算出する方法に変更しました。

令和4年4月の説明会では、加入者分は「概ね現行の0.01倍となります。」としていました。

「年齢別乗率」については、別紙「大阪薬業企業年金基金規約新旧対照条文(案)」をご参照ください。

5. 今後のスケジュールと同意書について

- 令和4年8月30日 臨時理事会・代議員会
 - ・ 「事前協議書」の『了承』と経過報告及び規約変更等の一部修正(案)について
 - ・ 今後のスケジュール (案)と事業所への「同意書」の提出依頼と送付について
- 令和4年9月～令和5年1月13日 事業主、加入者（労働組合）より同意書提出
- 令和5年2月 理事会・代議員会
 - ・ 規約変更(案)の議決、「同意書」回収報告
 - ・ 行政(厚生労働省)への「規約変更認可申請書」等の提出について
- 令和5年4月1日 規約変更 施行日

※ 「同意書」の依頼について

- ① 規約変更の手続きには、加入者の同意手続きが必要となります。
- ② 「同意書」は、加入者の方が自署にてご記入（押印は不要）をお願いいたします。
- ③ 「同意書」は、事業所ごとに加入者の3分の2以上が必要となります。なお、加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、労働組合の同意も必要となります。
- ④ 加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある場合は、当労働組合の同意をもって加入者の同意に代えることができます。

同意書のご提出時には、事業主様より規約変更について「労使合意に至るまでの労使協議の経緯」を添付していただき、できる限り令和4年12月末までのご提出をお願いいたします。

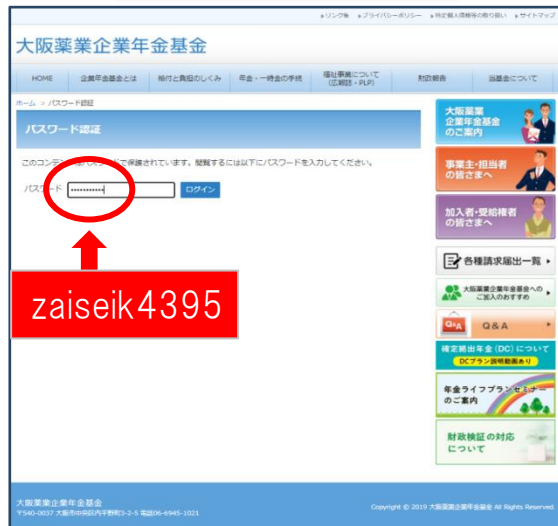
6. 大阪薬業企業年金基金ホームページのご案内

- 同意書は基金ホームページの「財政検証の対応について」から「同意書請求用紙」をダウンロードしていただき、FAXまたはメールで必要枚数をお知らせください。当基金よりお送りいたします。
- 同意書及び同意書提出時に必要な添付書類も掲載しております。ダウンロードした用紙をコピーしてご利用いただいても結構です。
- 同意書についての「Q&A」や「ご留意していただきたい事項」や「記入要領」及び財政検証の対応に係る説明動画・資料・Q&A等を掲載していますのでご覧いただきますようお願い申し上げます。

トップページ



パスワード認証



財政検証の対応について



7. まとめ

企業年金基金は、「非継続基準」に抵触した場合、行政(厚生労働省)からは、掛金の見直しを求められますが、基金設立時の「同等の給付、同等の掛金」を維持・継続するため、「事業所の経営状況に係るアンケート」にご協力いただき、大幅な掛金引上げは困難であることを行政に報告しました。

このたびの**基金規約の変更**（「最低積立基準額」に係る給付の水準引下げの変更）により、**現行の掛金、実際に支給される年金・一時金給付を維持・継続**することができます。

規約変更の手続きについては、加入者（労働組合）皆様の同意書（自署）の提出が必要となります。

万一基金を解散する事象が生じた場合は、減額前の「最低積立基準額」に基づき、積立不足分を事業主様にご負担いただき受給権を確保します。

(様式②)

令和 年 月 日

大阪薬業企業年金基金
理事長 柳 原 良 一 様

同 意 書

(実施事業所番号)

実施事業所名 _____

大阪薬業企業年金基金の「最低積立基準額」に係る給付の水準引下げの変更に同意いたします。

記

1. 変更内容
・基金規約の非継続基準の財政検証において加入者に係る「最低積立基準額」を減少する。

2. 適用日
令和5年4月1日

	氏 名	氏 名
1	6	
2	7	
3	8	
4	9	
5	10	

※氏名は、自署にてご記入をお願いします。(押印は不要です。)
※ご提出いただきました同意書につきましては、このたびの規約変更に係る申請の目的以外には使用いたしません。

同意書（連名用・A4サイズ）

(様式③)

令和 年 月 日

大阪薬業企業年金基金
理事長 柳 原 良 一 様

同 意 書

(実施事業所番号)

実施事業所名 _____

大阪薬業企業年金基金の「最低積立基準額」に係る給付の水準引下げの変更に同意いたします。

見 記

1. 変更内容
・基金規約の非継続基準の財政検証において加入者に係る「最低積立基準額」を減少する。

2. 適用日
令和5年4月1日

本

氏 名

※氏名は、自署にてご記入をお願いします。(押印は不要です。)
※ご提出いただきました同意書につきましては、このたびの規約変更に係る申請の目的以外には使用いたしません。

同意書（1人用・A4サイズ）

このたびは、大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

大阪薬業企業年金基金 〒540-0037 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号

電話 06-6945-1021 FAX 06-6947-0514 メールアドレス zaisei@daiyaku.jp